

4 私立法律学校特別監督条規交付（明治十九年十一月）

（欄外注記1）

明治十九年十一月三十日受
明治十九年十一月三十日出

学務課主任 大束重善（印）

知事（高崎印）

第二部長（渡辺印）

学務課長（庵地印）

私立法律学校特別監督之儀達按

專修学校

明治法律学校

各通

東京専門学校

英吉利法律学校

東京法学校

其校今般特ニ帝国大学総長ノ監督ニ属セラル、旨文部大臣ヨリ被相達候条其旨相心得ヘシ

但文部大臣ヨリ帝国大学ニ達セラレタル私立法律学校特別監督条規尙部ヲ交附ス

知事

麹町区役所

各通

神田区役所

東多摩郡役所
南豊島郡役所

其郡区私立何学校(麹町区ハ明治法律学校、神田区ハ専修学校、東京法学校、英吉利法律学校、東多摩南豊島郡ハ東京専門学校ト記入ス)今般特ニ帝国大学総長ノ監督ニ属セラル、旨別紙相達候条其旨相心得ヘシ

但別紙ハ其学校ヘ相達スヘク且文部大臣ヨリ帝国大学ニ達セラレタル私立法律学校特別監督条規尙部心得ノ為其役所ヘ交附ス

知事

総一七九七号

東京府

本年八月二十五日附ヲ以テ訓令ニ及ヒ候旨ニ依リ今般其府下ニ設置ノ専修学校明治法律学校東京専門学校東京法学校英吉利法律学校ノ五校ヲ特ニ帝国大学総長ヲシテ監督セシメ候条此旨相心得該五校ヘ相達スヘシ

明治十九年十一月二十九日

文部大臣 森 有礼

東京府

私立法律学校特別監督之儀ニ付別紙之通帝国大学ヘ訓令ニ及候条其旨相心得ヘシ

明治十九年八月廿五日

文部大臣 森 有礼

帝国大学

東京府下ニ設置ノ私立法律学校ニシテ適當ト認ムルモノヲ扱ヒ左ノ条規ニ依リ特ニ其学総長ヲシテ之ヲ監督セシムルコトアル可シ

明治十九年八月廿五日

文部大臣 森 有礼

私立法律学校特別監督条規

第一条 文部大臣ハ東京府下ニ於テ適當ナリト認ムル私立法律学校ヲ扱ヒ特ニ帝国大学総長ヲシテ之ヲ監督セシムルコトア

ルヘシ

但本文ノ学校ト雖モ尚一般私立学校ノ例ニ依リ地方官ノ管理ヲ受クヘキハ勿論タルヘシ

第二条 帝国大学総長ノ監督ニ属スヘキ私立法律学校ハ必要ノ普通学科ヲ修メタル者ヲシテ入学セシメ三年以上ノ課程ヲ以テ左ノ三科ノ一ヲ教授スルモノタルヘシ

但各科ニ掲クル法律中帝国ニ於テ既ニ制定頒布アリタルモノハ主トシテ之ヲ教授シ外国法ハ傍ラ之ヲ対照スヘキモノトス

仏蘭西法律科

第一年

法学通論

民法(人事篇)

私権、身分証書、住所、失踪、婚姻、離婚、父タルコト、養子、父権、幼者、後見、丁年者、禁治産、裁判上ノ補佐人

同(財産篇)

財産区別、所有権、収実権、地役

刑法

第二年

民法

時効、契約、売買、交換、賃貸、貸借、附托、偶生契約、代理、和解、会社

訴訟法

治罪法

第三年

民法

保証、質、書入質、先取権、相続、贈遺、遺囑、婚姻財産、契約

商法

擬律擬判

独逸法律科

第一年

法学通論

民法人権

同物権

刑法

第二年

民法

契約、親族、財産、相続

商法

裁判所構成法

治罪法

第三年

訴訟法

海上法

為換法

保險法

破産法

擬律擬判

流通証書

商船法

擬律擬判

英吉利法律科

第一年

法学通論

契約法

私犯法

代理法

刑法

第二年

親族法

組合、会社法

動産委託法

売買法

財産法

治罪法

第三年

財産法、破産法

証拠法

保險法

訴訟法

第三条 帝国大学総長ノ監督ニ属スル私立法律学校ノタメニ帝

国大学総長ハ法科大学職員ノ中ヨリ委員ヲ選定シ常時及試験

ノ時ニ於テ該学校ヲ臨監セシムルモノトス

第四条 該私立法律学校校主ハ毎月三日迄ニ其月ノ課業時間割

表ヲ帝国大学ヘ差出スヘキモノトス

第五条 該私立法律学校ニ於テ定期試験ヲ行フトキハ少クトモ

三日以前ニ校主ヨリ其科目及時間割表ヲ帝国大学ヘ差出スヘ

キモノトス

第六条 該私立法律学校ニ於テハ毎定期試験後二週間内ニ其成

績表ヲ製シ校主ヨリ帝国大学ヘ差出スヘキモノトス

第七条 該私立法律学校ノ卒業生ニシテ帝国大学総長ニ於テ優

等ナリト認メタル者ハ法科大学ニ於テ司法官吏立合ノ上更ニ

試験ヲ為スコトアルヘシ此場合ニ於テ試験及第ノ者ニハ及第

証書ヲ交付スヘシ

第八条 帝国大学総長ハ委員ノ報告ニ因リ該私立法律学校々主

ニ学科課程及教授法等ノ改正ヲ諭告スルコトアルヘシ

(欄外注記1)

「判決十一月三十日」「送達十二月二日・第三八六二二号」

(明治十九年 普通第一種 本庁命令録 学務課

615 B2 12)